

平口洋法務大臣による死刑執行に抗議する

2026年8月21日

日本国民救援会

会長 伊賀 カズミ

8月21日、平口洋法務大臣は、いわゆる大阪パチンコ店放火5人殺人事件の確定死刑囚について死刑を命令し、執行したことを明らかにした。2025年6月27日以来、14ヶ月停止していた後の執行である。死刑制度の廃止を求めてきた私たち日本国民救援会は、今回の死刑執行に対し強く抗議する。死刑は、国家が人の生命を奪う究極の人権侵害行為だからである。憲法は、生命権を平和的生存権として保障している。それは、主権者国民が国家権力に対して命令したものであり、国家権力による生命の剥奪は、戦争であれ、死刑の執行であれ、許されない（禁止規範）。政府は、死刑執行を停止し、国民的議論を尽くすべきである。

国民救援会は、戦前から、拷問など残虐な刑罰廃止を掲げて運動し、戦後は国民的な関心と呼び起こして免田、財田川、松山、島田の死刑再審無罪4事件さらに、袴田巖さんの再審無罪を実現し、不当な死刑判決を宣告された冤罪犠牲者を助けだしてきた。しかしながら、菊池事件のFさんのように、救援運動展開中に無実を叫びながら死刑を執行されるに至った苦い経験ももっている。名張毒ぶどう酒事件の無実の死刑囚・奥西勝さんもまた、冤罪を晴らせぬまま無念の獄死を遂げている。

仮に被執行者が確定判決の認定した犯罪をおこなったことが確実であるものとしても、これに生命剥奪をもって対処するべきではない。当人は生涯を通して自己と厳しく向き合って反省し、償わなければならない。加えて、刑事裁判のシステム上の制約から、必ずしも明らかにならなかった事件の真相を明らかにする必要があるが、死刑執行によりそれが永久に遮断されてしまうのである。

国際的には、死刑廃止条約等において死刑廃止の方向が打ち出され、国連総会においても「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議が繰り返し採択されている。また、自由権規約委員会や拷問禁止委員会は、日本政府に対して、死刑制度廃止への検討及び死刑執行の停止を繰り返し強く勧告している。現在、事実上死刑を廃止している国を含めると、国連加盟国の大半である145カ国が死刑廃止国となっている。人権尊重という国際人権章典の精神や、死刑廃止の国際的な流れに逆行するこの死刑執行は、人道上も厳しく責任が問われる。

以上から、国民救援会は、今回の死刑執行に断固抗議するとともに、日本政府が、死刑廃止条約を批准し、死刑制度を廃止するよう要求するものである。そして、当面、死刑の執行を停止し、死刑廃止にむけて国民の間で冷静に議論を尽くすことができるよう必要な情報の公開を求めるものである。